

## モバイルワークの実証研究に係る環境の導入及び支援業務 仕様書

### 1 委託業務名

モバイルワークの実証研究に係る環境の導入及び支援業務

### 2 履行期間

契約日から令和2年3月31日まで

### 3 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎内  
三重県が別途指定するヒアリング場所等

### 4 本委託業務の目的

「日本一、働きやすい県庁（しょくば）」を目指す、県のワーク・ライフ・マネジメント推進取組において、ICTの利活用が、生産性向上や職場環境の改善等に大きく寄与するものと期待されている。

現在、県は、一人一台パソコン等を通じた業務全般や、インターネット上での各種県民サービスを提供する基盤である三重県情報ネットワークの再構築に着手しており、次期ネットワークが完成する予定の令和2年12月を、業務プロセス改善や多様な働き方の実現など、ICTによる働き方改革を本格実施する大きな転換点と捉えている。

そのため、県では、次期ネットワークにおける働き方改革（モバイルワーク）の本格実施を見据え、より効果的な利活用手法を次期ネットワークに確実に反映させることを目的に、モバイルワークに係る実証研究事業を実施することとしている。

本業務委託は、上記の実証研究を行うために必要となる実証研究環境（仮想端末基盤等）の設計、構築、運用・保守等を行うとともに、実証研究を専門的な見地で支援することを業務の範囲とする。

### 5 納品物件と提出期限

#### (1) 実証研究環境

令和2年3月31日までに納入すること。

ただし、令和元年9月1日から実証研究が可能となるよう機器等を導入すること。

#### (2) 実証研究支援報告書（実証研究環境に係る設計書、マニュアル等を含む）

令和2年3月31日までに納入すること。

報告書は、紙媒体1部、電子媒体（CD-ROMまたは、DVD-ROM）1部を納品

する。

なお、本県が想定する本委託業務のスケジュールは、別紙1「想定スケジュール」を参照すること。

## 6 支払い条件

本業務の支払い条件は以下のとおりである。

令和2年3月31日までに全ての業務を完了させ、検収後に委託費用を支払うこととする。

## 7 本委託業務の概要

### (1) 実証研究環境の導入

ア 令和元年8月31日までに、実証研究環境を導入すること。

イ 実証研究環境の仕様については、別添「実証研究環境導入仕様書」のとおりとする。

### (2) マニュアル作成及び操作説明

ア 実証研究環境の利用方法について、マニュアルを作成すること。

イ 利用者に対し、実証研究環境及びモバイル端末の利用方法等に係る説明会を開催すること。

### (3) 実証研究の支援

ア 県担当者が実施する利用者ヒアリングを支援し、その都度アドバイスを行うこと。

イ ヒアリング結果のとりまとめと分析を行うこと。

ウ モバイルワークに対する課題の抽出を行うこと。

エ 課題への対応が可能なものについては解決策を提示すること。

オ 県が次期ネットワークにおけるモバイルワークの導入・運用の方針を決定するにあたり、専門的な見地からアドバイス等の支援を行うこと。

### (4) 成果物の作成

ア 全ての活動内容を「実証研究支援報告書」としてとりまとめること。

## 8 本県の役割

(1) 基本的な方針の提示

(2) 成果物の内容確認・承認

(3) 県関係者間の調整

## 9 その他注意事項

(1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

- (2) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (3) 本委託業務を行う際、現行ネットワークに対して影響がある場合は、本県業務に影響を与えない時間帯での作業を前提とし、事前に本県の承認を得ること。
- (4) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (5) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (8) 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (9) 受託事業者が（８）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。